

資金繰りに悩まれている小規模企業者の皆様へ

企業経営の安定強化及び合理化のため
円滑な小口資金の融通を支援します！

小規模企業支援小口資金

こんな目的に活用できる資金です！



- ◆ 店舗や事務所の改装、機械設備の導入・更新などを行い、事業基盤の強化につながるためのもの
- ◆ 仕入資金や人件費等の運転資金を確保し、小規模企業の円滑な事業継続につながるためのもの



融 資 対 象

- 健全な経営の維持発展が見込まれる小規模企業者であって、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円以下となるもの

小規模企業者の範囲	業 種	資本の額又は出資の総額
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5 人 以 下
	う ち 宿 泊 業 ・ 娯 楽 業※	2 0 人 以 下
	そ の 他 の 業 種	2 0 人 以 下

※中小企業信用保険法施行令第1条の2で定める業種

融資限度額

2,000万円

融資期間

10年以内
(据置期間1年以内)

融資利率

5年以内 2.1%
5年超 2.2%

保証料率

すべて保証付き
0.40~1.76%

融資の御相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金等)

資金全般のお問合せ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は 山口県経営金融課

